大手前高て第45号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年7月1日

　保　護　者　様

自然災害に係る授業料の免除について

　平素は、本校の教育活動に対して、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年６月に発生しました「大阪府北部を震源とする地震」及び同年９月の「平成30年台風第21号」により被災された方のうち、所得基準超過のため就学支援金を受給されていない方については、下記の要件に該当した場合、授業料を免除することになりましたが、その内容について保護者の皆様にご連絡ができておりませんでした。申し訳ございません。

つきましては、下記の要件に該当される方は、令和元年７月31日(水)までに本校事務室までお知らせいただきますよう、よろしくお願いします。

なお、この授業料免除制度は被災した月の翌月から平成31年３月までの授業料が対象となっていますことを申し添えます。

記

※授業料の免除対象になる方

●家屋に被害があった場合（①かつ②両方を満たす方）

①保護者等（親権者）の居住する家屋が被害を受けた者で、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が507,000円以上となる者

②平成30年度課税証明書に記載された保護者等の所得額から損害を復旧するために負担した費用の額（保険等による補てん額を除いた額）を差し引いた額が699万円（収入換算910万円）未満となる者

●被災により収入が減少した場合

　保護者等が被災し、次のいずれかの理由で収入が減少し、年間所得実績見込額が699万円（収入換算910万円）未満となる者

　・保護者等の勤務する会社が被災したことにより廃業又は営業停止したこと

　・保護者等が自営業者で被災したことにより廃業又は営業停止したこと

　・その他、災害が保護者等の収入に影響を及ぼしたこと

申請の締め切り日は、令和元年８月末です。

問い合わせ先

　大阪府立大手前高等学校　定時制の課程

事務室　中村

電話　０６－６９４１－００５１

FAX ０６－６９４１－３１６３

e-mail otemae-hs@sbox.pref.osaka.lg.jp